

議案第1980号

特殊建築物の敷地の位置について

1 建築基準法第51条(特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

※特定行政庁：建築基準法を執行する機関(建築主事が置かれている自治体の長)

2 建築基準法施行令で定める処理施設

法第51条に規定する「その他政令で定める処理施設」とは、廃棄物処理法施行令第5条に規定する『ごみ処理施設』及び同令第7条に規定する『産業廃棄物処理施設』を指す。

廃棄物処理法施行令第5条

(第1項)

ごみ処理施設

(一日当たりの処理能力が五トン以上(焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上))

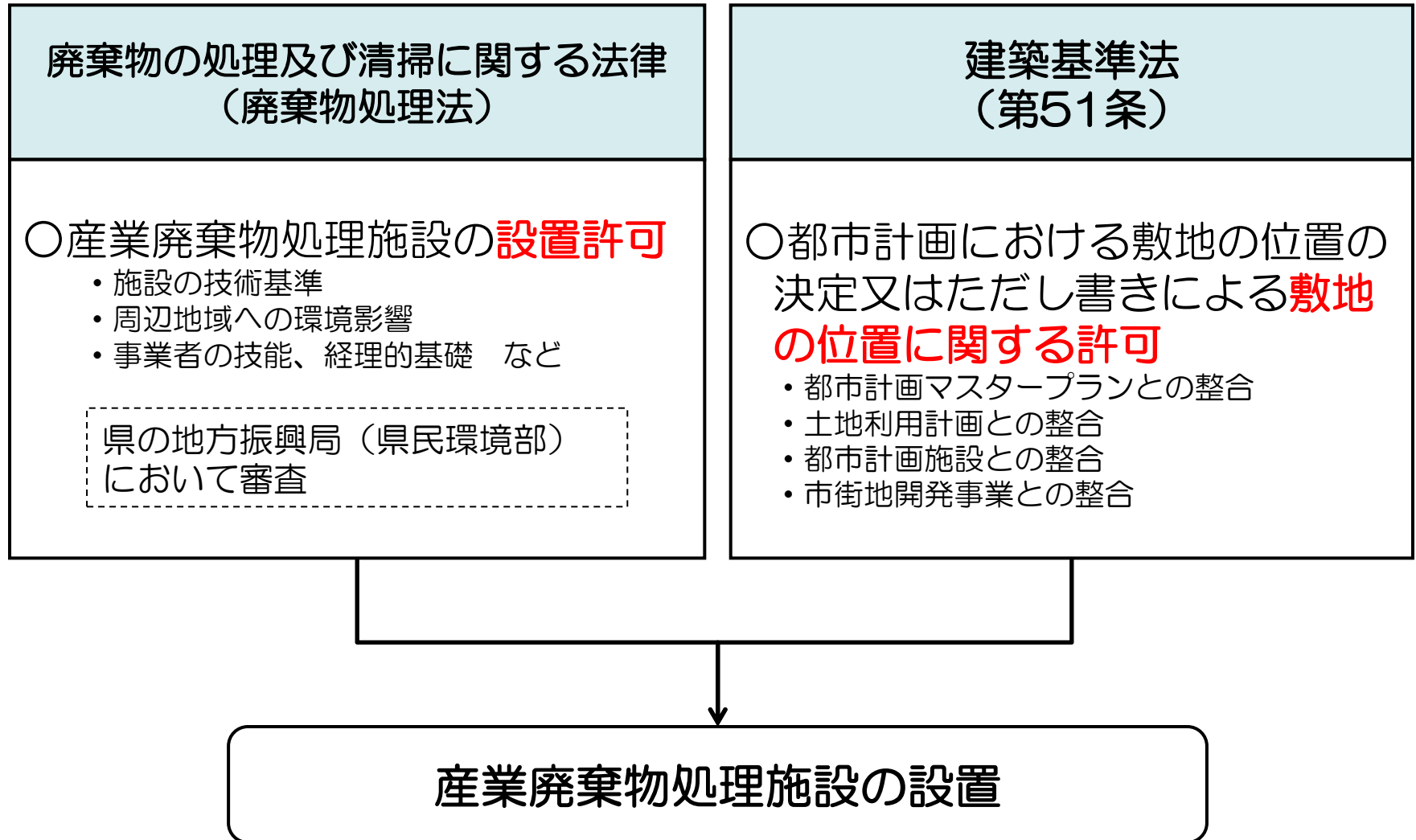
廃棄物処理法施行令第7条

(第7号)

廃プラスチック類の破砕施設

(一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの)

3 産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き



4 都市計画上の支障の有無(4つの視点)

1 都市計画マスタープランとの整合

- ・当該市町村の都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。

2 土地利用計画との整合

- ・土地利用計画上支障がないこと。
- ・原則として住居系を避け、工業系用途地域とすること。

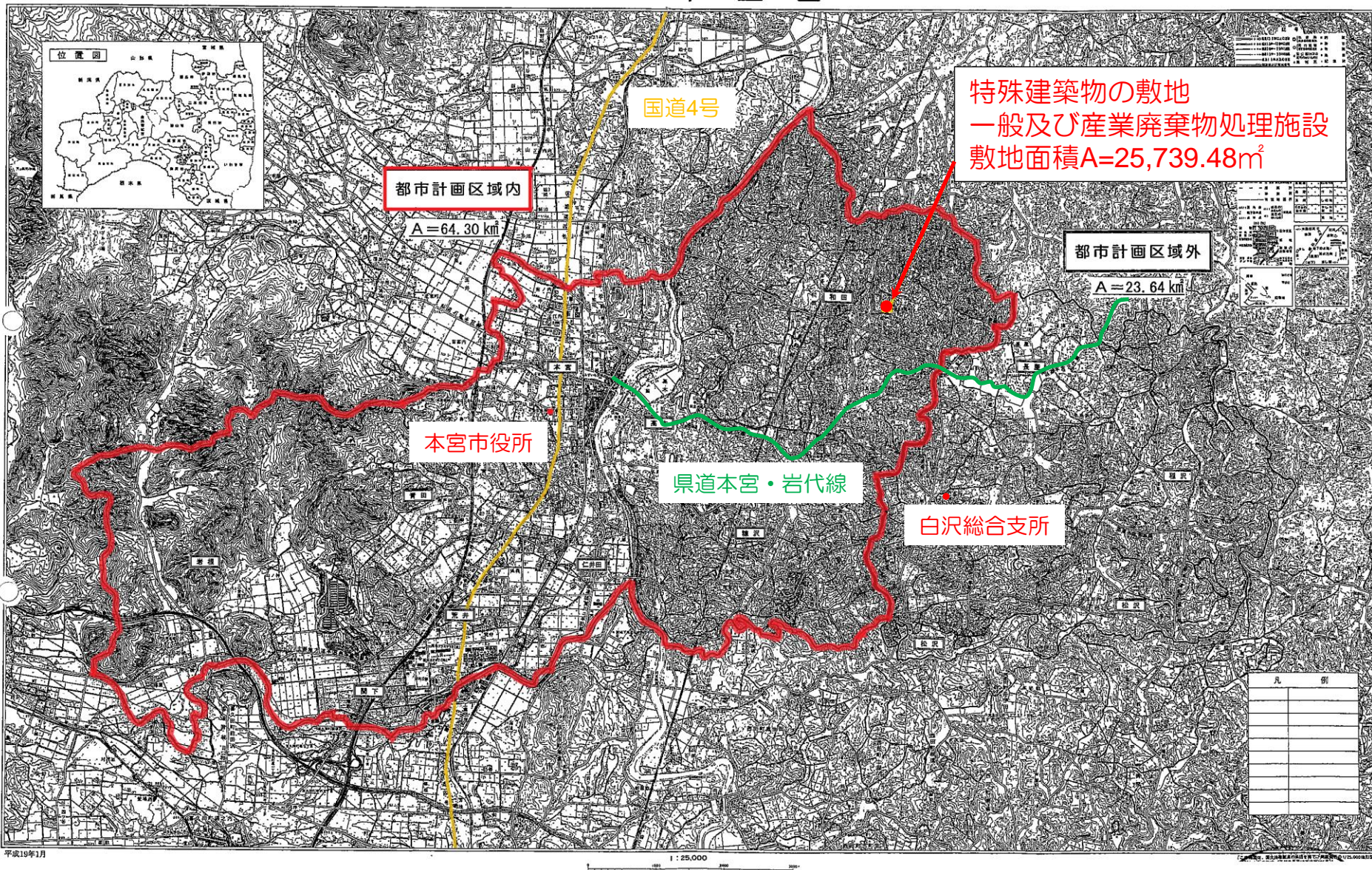
3 都市計画施設との整合

- ・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。

4 市街地開発事業との整合

- ・土地区画整理事業、市街地再開発事等の市街地開発事業に整合していること。

5 位置図①



7 会社及び施設の概要

【会社の概要】

- 商号 株式会社二瓶商店
- 代表者 代表取締役 二瓶 浩幸
- 本社所在地 福島市野田町6丁目8番36号
- 現在の事業 産業廃棄物処理業

【一般及び産業廃棄物中間処理施設の概要】

- 施設名 株式会社二瓶商店 白沢工場
- 所在地 本宮市和田字関宿10-1外9筆（和田工業団地内）
- 敷地面積 25,739.48㎡（自己所有）
- 建物面積 4,806.77㎡（自己所有）
- 処理施設（廃プラスチック関係）

- ①破碎施設（洗浄破碎機）：処理能力15t／日※
- ②溶融施設（EPS減容機）
- ③圧縮施設（残渣用圧縮梱包機）

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条及び第7条の許可対象施設

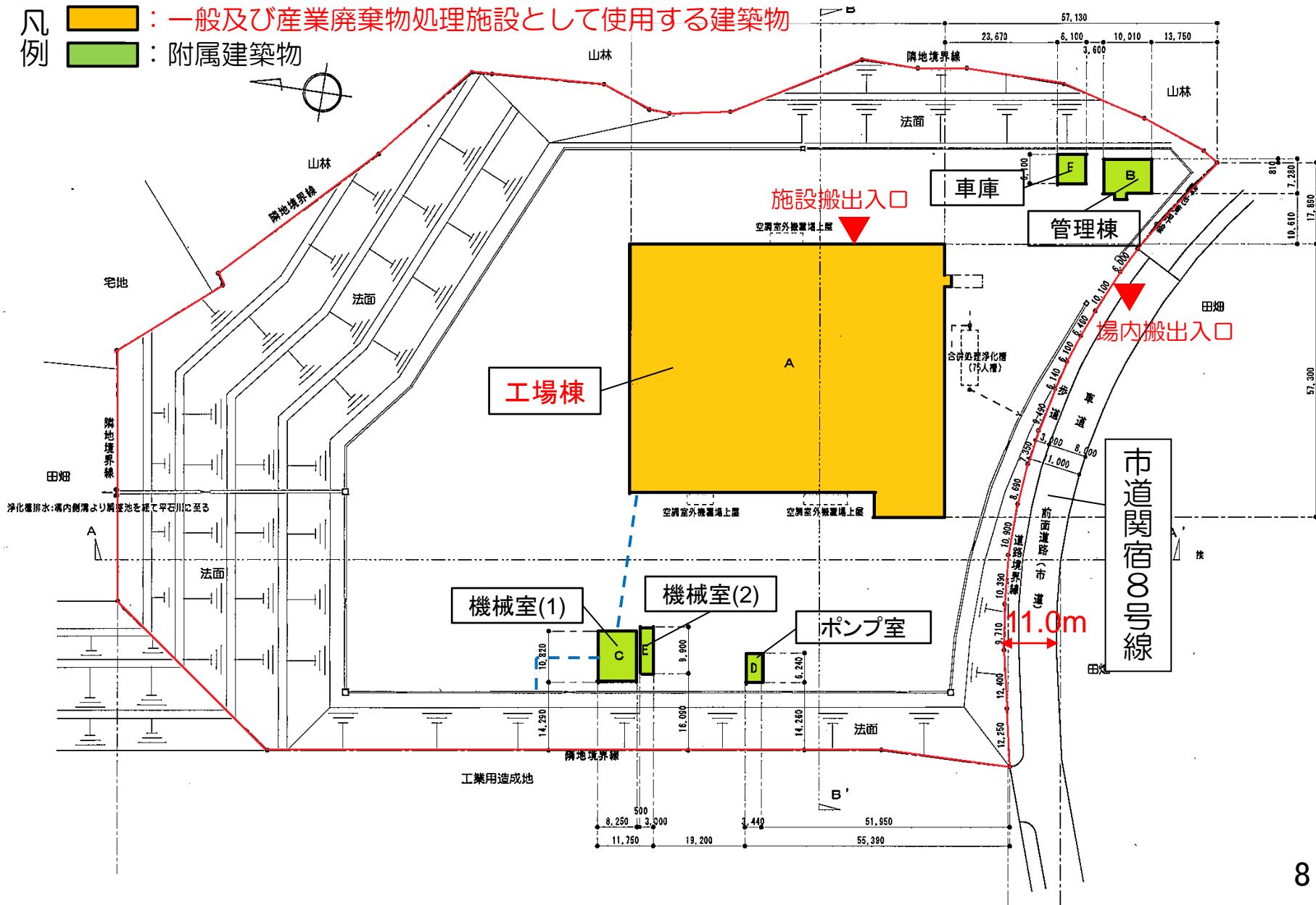
- ・第5条：ごみ処理施設（処理能力5t／日以上のもの）
- ・第7条第7号：廃プラスチックの破碎施設（処理能力5t／日を超えるもの）

○中間処理材の種類及び流通

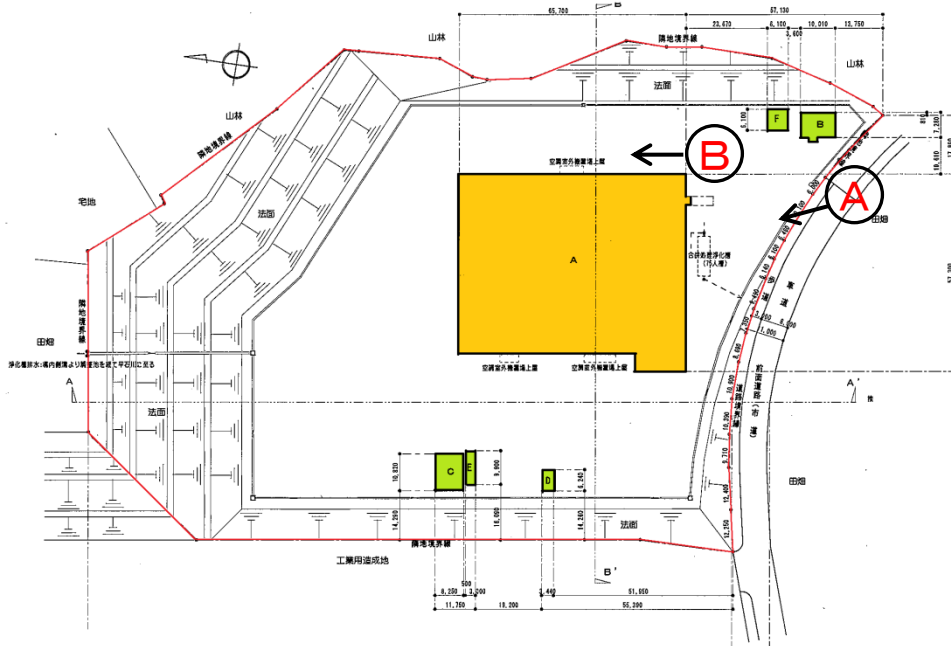
- ①破碎したプラスチック→プラスチックペレットにして売却
- ②溶融したプラスチック→プラスチック製品の原料として売却
- ③圧縮したプラスチック→固形燃料（RPF）の原料として売却

8 敷地配置図

- 凡例
- : 一般及び産業廃棄物処理施設として使用する建築物
 - : 附属建築物



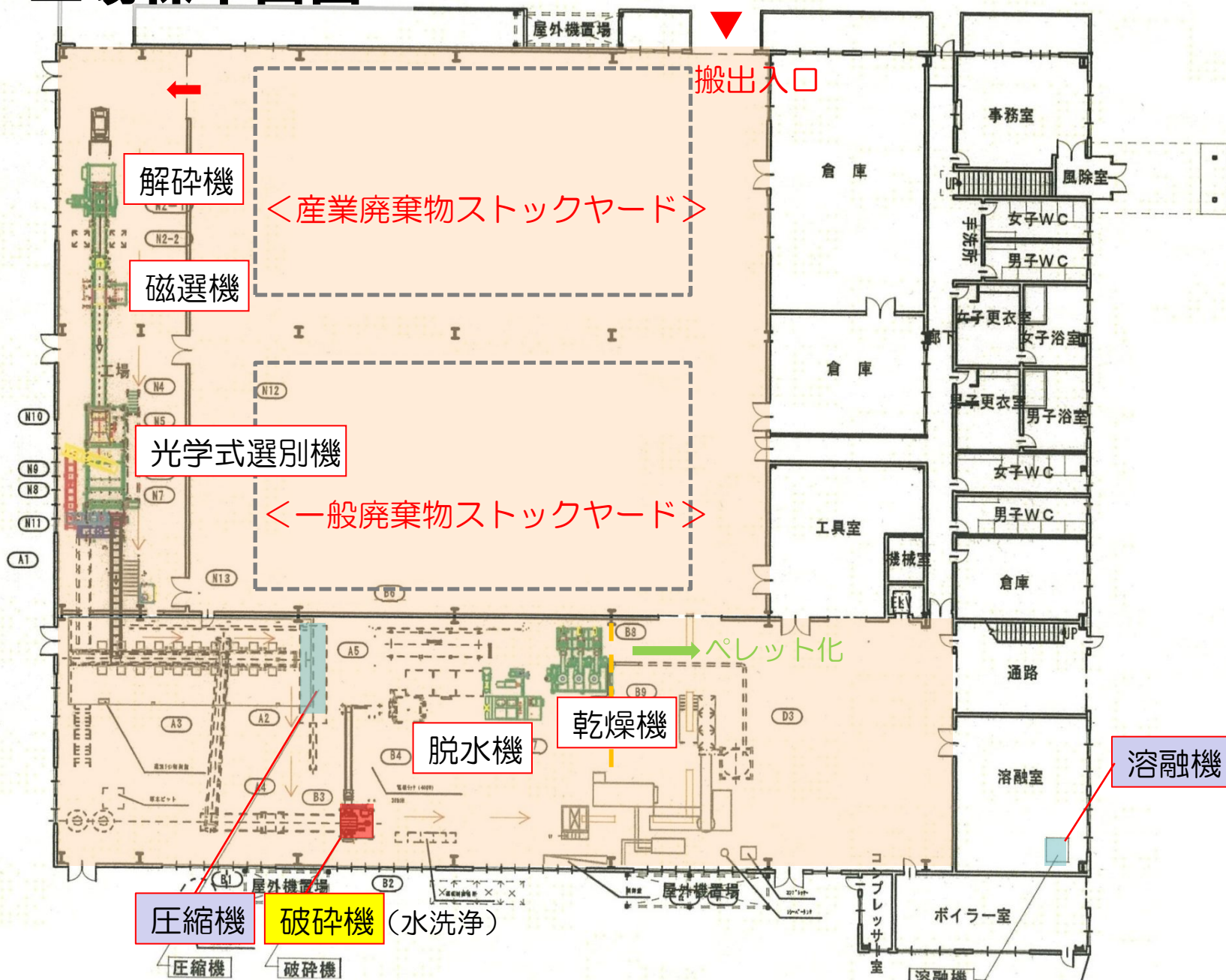
9 現地写真①(搬出入口・搬出入路)



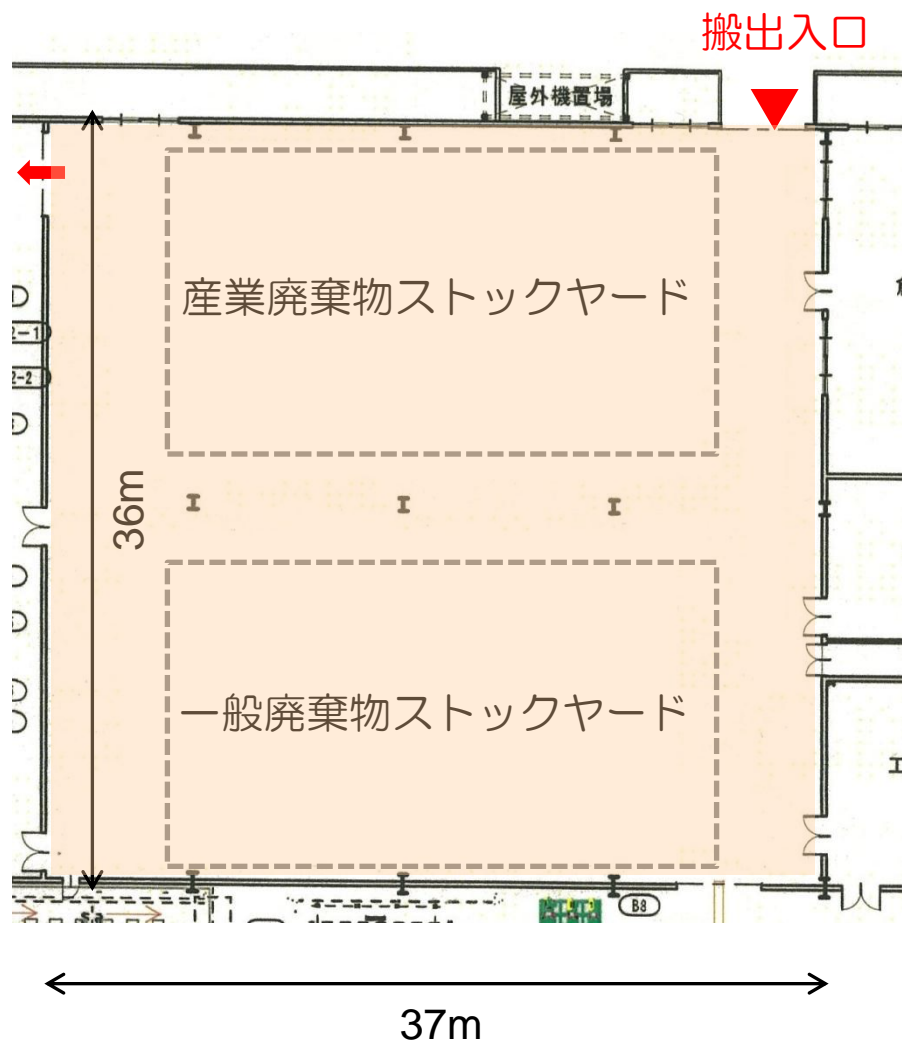
← : 撮影方向



10 工場棟平面図

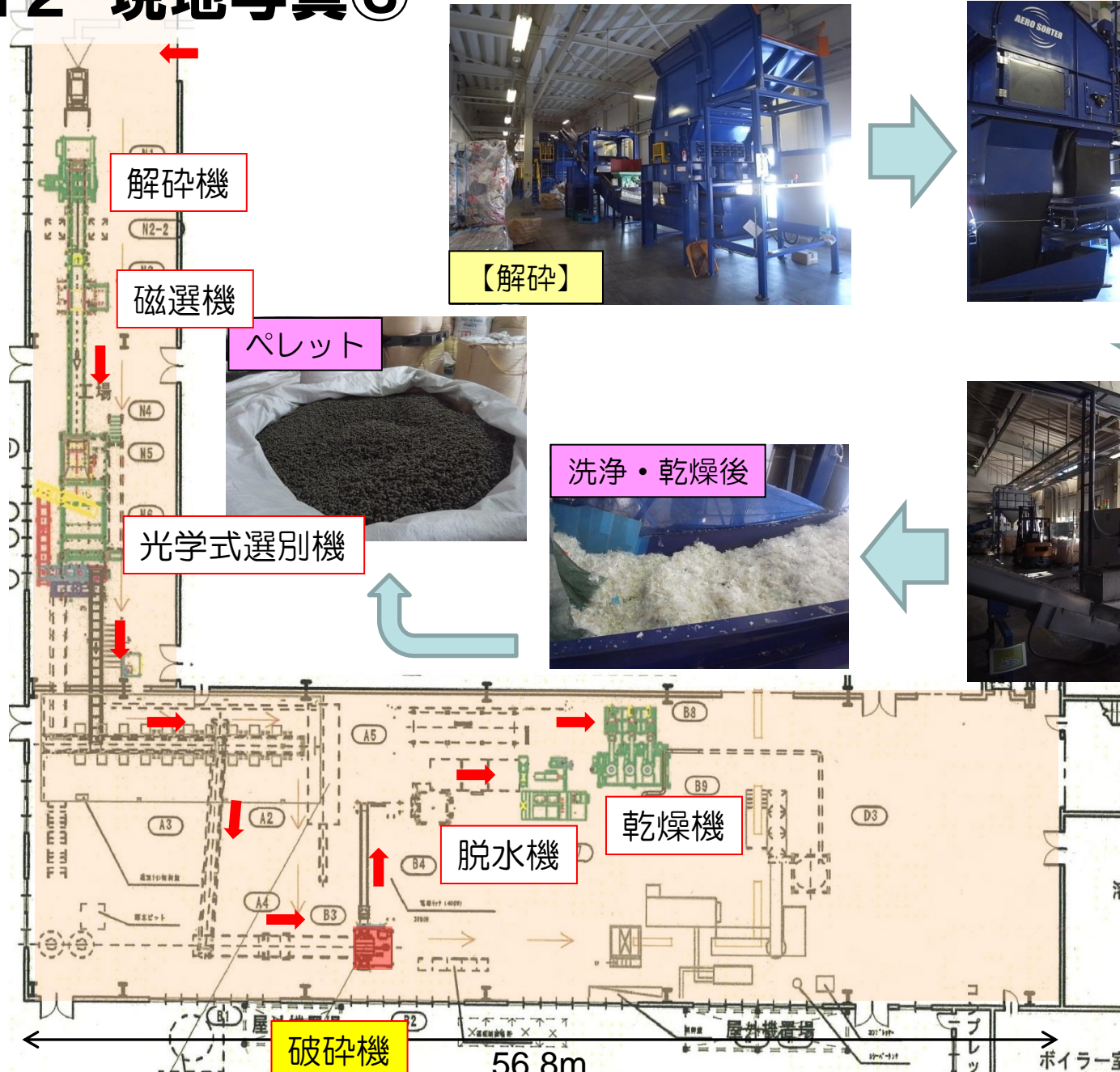


11 現地写真②



12 現地写真③

36m
16m
X



13 都市計画上の支障の有無(4つの視点)

視 点	状 況
1 市町村都市計画マスタープランとの関係	地区：和田地区 方針：工業拠点エリア
2 土地利用計画との関係	用途地域なし ただし、和田工業団地内
3 都市計画施設との関係	当該地に道路、公園、下水道などの都市施設は計画されていない。
4 市街地開発事業との関係	当該地に市街地開発事業は計画されていない。